

令和4年第2回清須市議会臨時会会議録

令和4年5月9日第2回清須市議会臨時会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策 監	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課 長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課 長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室 長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 10 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 11 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 12 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について

- 日程第 1 3 選挙第 3 号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 4 選挙第 4 号 五条広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 5 清須市都市計画審議会委員の選任について
- 追加日程第 1 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 2 承認第 1 号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 追加日程第 3 承認第 2 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 追加日程第 4 承認第 3 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 追加日程第 5 承認第 4 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 追加日程第 6 議案第 2 3 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第 7 議案第 2 4 号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第 8 議案第 2 5 号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 1 0 議案第 2 7 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 1 1 議案第 2 8 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 1 2 議案第 2 9 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 1 3 議案第 3 0 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案

（ 傍聴者 8 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議会事務局長 (栗本 和宜君)

おはようございます。

議会事務局長の栗本でございます。よろしくお願いいたします。

本日の臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の議員は成田義之議員でございます。成田議員、議長席へお着きいただきますようお願いいたします。

臨時議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました成田義之でございます。議長の選挙が終わるまでの間、地方自治法の規定により臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ここで、永田市長より発言の申出がございますので、これを許可いたします。

発言は発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

令和4年5月清須市議会臨時会の開会に臨み、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月17日に執行されました市議会議員一般選挙におきまして見事当選の榮譽に浴され、改めて心からお喜びを申し上げます。

議員各位には今回の選挙を通じまして多くの市民の皆様方から寄せられました熱い負託にお応えをいただき、6万9千有余の市民の皆様の福祉と市政の一層の進展のため、御健勝で御尽力をいただきますよう祈念申し上げます。

さて、本臨時会は、選挙後の初議会でございます。それぞれ議会の役職等を御決定いただくことになろうかと存じますが、市当局からは監査委員の人事案件、専決処分議案、条例改正案並びに補正予算案の提出を予定させていただいております。併せて御審議賜り、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、市議会議員の職務はすこぶる激務かと存じます。くれぐれも御自愛をいただき、御活躍をいただきますよう祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（成田 義之君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまより令和4年第2回清須市議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、議会申し合せ事項第10号の規定により、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

臨時議長（成田 義之君）

ただいまの出席議員は21名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

臨時議長（成田 義之君）

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

臨時議長（成田 義之君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

臨時議長（成田 義之君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

栗本議会事務局長。

議会事務局長（栗本 和宜君）

それでは、仮議席の順番にお名前を読み上げさせていただきますので、お願いいたします。

1番、伊藤奈美議員、2番、浅妻議員、3番、齊藤議員、4番、土本議員、5番、松岡議員、6番、山内議員、7番、富田議員、8番、松川議員、9番、大塚議員、10番、小崎議員、11番、飛永議員、12番、野々部議員、13番、岡山議員、14番、林議員、15番、加藤議員、16番、高橋議員、17番、伊藤嘉起議員、18番、久野議員、19番、浅井議員、21番、天野議員、最後に、成田臨時議長、お願いいたします。

臨時議長（成田 義之君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

臨時議長（成田 義之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、仮議席1番、伊藤奈美議員並びに仮議席2番、浅妻を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の伊藤議員並びに浅妻議員は開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

臨時議長（成田 義之君）

立会人の伊藤議員、浅妻議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票21票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち野々部議員16票、高橋議員5票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、野々部 享議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

臨時議長（成田 義之君）

ただいま議長に当選されました野々部議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました野々部議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新議長（野々部 享君）登壇 >

新議長（野々部 享君）

ただいま皆様方の選任をいただきまして議長に就任いたしました野々部 享でございます。大変光栄に感じるとともに、この職の重さを身に沁みて感じております。本当にありがとうございました。今後とも職務遂行のために全力を傾けるとともに、公平かつ円満な議会運営を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、議員の皆様方には今後とも御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

臨時議長（成田 義之君）

議長が決まりましたので、ここで交代をさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（ 時に午前 9時45分 休憩 ）

（ 時に午前 9時47分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから議事進行に当たらせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

議席3番、齊藤議員並びに議席4番、土本議員を指名いたします。

日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議長(野々部 享君)

ただいまの出席議員は21名でございます。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

< 投票用紙配付 >

議長(野々部 享君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長(野々部 享君)

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

栗本議会事務局長。

議会事務局長（栗本 和宜君）

それでは、議席の順番にお名前を読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1 番、伊藤奈美議員、2 番、浅妻議員、3 番、齊藤議員、4 番、土本議員、5 番、松岡議員、6 番、山内議員、7 番、富田議員、8 番、松川議員、9 番、大塚議員、10 番、小崎議員、11 番、飛永議員、13 番、岡山議員、14 番、林議員、15 番、加藤議員、16 番、高橋議員、17 番、伊藤嘉起議員、18 番、久野議員、19 番、浅井議員、20 番、成田議員、21 番、天野議員、最後に野々部議長、お願ひいたします。

議長（野々部 享君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、議席5番、松岡議員並びに議席6番、山内議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の松岡議員並びに山内議員、開票の立会いをお願ひいたします。

< 開票 >

議長（野々部 享君）

立会人の松岡議員並びに山内議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票21票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち飛永勝次議員15票、大塚議員5票、加藤光則議員1票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、飛永議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議長（野々部 享君）

ただいま副議長に当選されました飛永議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました飛永議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新副議長（飛永 勝次君）登壇 >

新副議長（飛永 勝次君）

飛永勝次でございます。ただいまお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げたいと思います。

ただいまは荣誉ある清須市議会副議長に御選任を賜りまして誠に光栄に存じますとともに、厚く御礼を申し上げます。

微力ではございますけども、野々部議長を補佐申し上げ、皆様からお力添えいただきながら議会の円滑なる運営に努めてまいり所存でございます。

また、このたび市議会に吹き込んだ新しい風がますます発展する清須市の追い風になるように、また、この市議会のさらなる活性化の追い風になるように尽力をしてみたいと思いますので、先輩議員の皆様、また同僚議員の皆様、そして永田市長をはじめ職員の皆様には、より一層の御指導、御鞭撻賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（野々部 享君）

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務常任委員会7名、福祉常任委員会7名、建設文教常任委員会7名となっております。また、常任委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により1年となっております。

なお、各常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申し合せ事項第82号の規定により副議長と協議しますので、飛永副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（ 時に午前10時00分 休憩 ）

(時に午前10時18分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会事務局長より各常任委員会委員を発表いたします。

栗本議会事務局長。

議会事務局長 (栗本 和宜君)

それでは、各常任委員会委員を発表いたします。

総務常任委員会は、天野議員、伊藤嘉起議員、高橋議員、林議員、野々部議長、松岡議員、伊藤奈美議員、以上7名でございます。

福祉常任委員会は、浅井議員、加藤議員、小崎議員、松川議員、富田議員、土本議員、齊藤議員、以上7名でございます。

建設文教常任委員会は、成田議員、久野議員、岡山議員、飛永副議長、大塚議員、山内議員、浅妻議員、以上7名でございます。

議長 (野々部 享君)

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに決定しました。

それでは、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各委員会の臨時の委員長には、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

それでは、臨時の委員長を発表いたします。

総務常任委員会は天野議員、福祉常任委員会は浅井議員、建設文教常任委員会は成田議員、以上でございます。

なお、臨時の委員長は正副委員長が決まりましたら議長まで報告をお願いいたします。

ここで、各常任委員会の開催場所を指定いたします。

総務常任委員会は委員会室、福祉常任委員会は応接室、建設文教常任委員会は、第一会議室といたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前10時20分 休憩)

(時に午前10時25分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

総務常任委員会の委員長に松岡議員、副委員長に高橋議員、福祉常任委員会の委員長に松川議員、副委員長に富田議員、建設文教常任委員会の委員長に岡山議員、副委員長に山内議員。

以上でございます。

日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第5条第2項の規定により8名となっております。また、議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第5条第3項の規定により1年となっております。

議会運営委員会の委員の選任につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申し合せ事項第82号の規定により副議長と協議しますので、飛永副議長、こちらをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前10時27分 休憩)

(時に午前10時28分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会事務局長より議会運営委員会委員を発表いたします。

栗本議会事務局長。

議会事務局長 (栗本 和宜君)

それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

成田議員、浅井議員、伊藤嘉起議員、林議員、加藤議員、岡山議員、松川議員、松岡議員、以

上8名でございます。

議長（野々部 享君）

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり指名することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

臨時の委員長は、成田議員をお願いいたします。

成田議員は、正副委員長が決まりましたら議長まで報告をお願いいたします。

ここで、委員会の開催場所を指定いたします。

開催場所は委員会室といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（ 時に午前10時29分 休憩 ）

（ 時に午前10時32分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

議会運営委員会の委員長に伊藤嘉起議員、副委員長に林議員、以上でございます。

日程第9、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから日程第12、清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任についてまでの4案件を一括議題といたします。

各特別委員会の委員定数につきましては、委員会条例第6条第2項の規定によりそれぞれ議決されており、議会広報特別委員会が6名、その他の特別委員会の定数はそれぞれ8名となっております。

また、各特別委員会委員の任期は、議会申し合せ事項第90号の規定により、1年となっております。

選任の方法につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申し合せ事項82号の規定により副議長と協議しますので、飛永副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前10時34分 休憩)

(時に午前10時35分 再開)

議 長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、特別委員会の構成表を配付いたします。

(特別委員会構成表の配付)

議 長 (野々部 享君)

お諮りいたします。

ただいま配付しました構成表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

議 長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま配付した構成表のとおり、それぞれ指名することに決定しました。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、各特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

最初に、議会改革推進等調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、年長の委員である天野議員をお願いいたします。

議会改革推進等調査特別委員会が終了しましたら、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、小崎議員をお願いいたします。

議会広報特別委員会が終了しましたら、特定構造物改築対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、成田議員をお願いいたします。

特定構造物改築対策特別委員会が終了しましたら、駅周辺開発推進対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、天野議員をお願いいたします。

全ての特別委員会の開催場所は委員会室といたします。

各臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら議長まで報告をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前10時38分 休憩)

(時に午前10時48分 再開)

議 長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので発表いたします。

議会改革推進等調査特別委員会の委員長に天野議員、副委員長に松川議員、議会広報特別委員会の委員長に山内議員、副委員長に松岡議員、特定構造物改築対策特別委員会の委員長に伊藤嘉起議員、副委員長に林議員、駅周辺開発推進対策特別委員会の委員長に大塚議員、副委員長に久野議員。

以上でございます。

ここで、10分間の休憩を取りたいと思いますので、再開は11時でお願いいたします。

(時に午前10時50分 休憩)

(時に午前11時00分 再開)

議 長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第13、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について及び日程第14、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についての2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、2案件は一括上程いたします。

お諮りいたします。

組合議会の代表議員につきましては、組合規約で選挙により行うことになっております。また、議会申し合せ事項第92号の規定により、任期は1年となっております。

お諮りいたします。

選出の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によることにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。

ここで、各組合議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は4名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は7名です。

ここで、議会申し合せ事項第82号の規定により副議長と協議しますので、飛永副議長、こちらをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前11時02分 休憩)

(時に午前11時03分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

西春日井広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と松岡総務常任委員長及び伊藤嘉起議員、富田議員、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長並びに松岡議員、伊藤嘉起議員、富田議員、以上4名を選出議員とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の議員が当選されました。

ただいま西春日井広域事務組合議会議員に当選されました議長並びに松岡議員、伊藤嘉起議員、冨田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第14、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

五条広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員、以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長並びに成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員、以上7名を選出議員とすることにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員が当選されました。

五条広域事務組合議会議員に当選されました議長並びに成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第15、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の選任につきましては、議会申し合せ事項第93号の規定により、委員の任期は1年となっております。

選任の方法につきましては議長が指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、審議会委員の選出議員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、2名です。

ここで、議会申し合せ事項第82号の規定により副議長と協議しますので、飛永副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前11時06分 休憩)

(時に午前11時07分 再開)

議長(野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市計画審議会委員については、天野議員及び大塚議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました天野議員及び大塚議員の2名を選出議員とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名の議員を都市計画審議会の選出議員と決定いたします。

ここで、当局より提出されております案件について協議していただきますので、議会運営委員会を開催していただきます。

議会運営委員会の委員は委員会室にお集まりください。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(時に午前11時08分 休憩)

(時に午前11時18分 再開)

議長(野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から同意第1号 監査委員の選任についてが提出されております。

また、承認第1号 専決処分した事件(清須市税条例等の一部を改正する条例)の承認について、承認第2号 専決処分した事件(清須市都市計画税条例の一部を改正する条例)の承認につ

いて、承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、承認第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について、議案第23号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第24号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第26号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第1号）案、議案第27号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第28号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第29号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案、議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案が提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

追加日程第1 同意第1号は人事案件でございますので、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたします。

追加日程第1 同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、同意第1号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、小崎議員の退席を求めます。

（小崎議員退席）

議長（野々部 享君）

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号 監査委員の選任につきましては、清須市春日落合239番地、小崎進一議員を清須市監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

お諮りいたします。

この人事案件は、質疑・討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号 監査委員の選任について賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小崎議員の入場を許可いたします。

（小崎議員入場）

議長（野々部 享君）

ここで昼休みに入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

再開は1時より行いますので、よろしくお願いいたします。

（ 時に午前11時25分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

追加日程第2、承認第1号から追加日程第13、議案第30号までの12案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議 長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、12案件を一括議題とし、提案理由・内容の説明を受け、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決を行うことに決定いたします。

追加日程第2、承認第1号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認についてから追加日程第13、議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案までの12案件を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

承認第1号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例の規定を整備するとともに、商業地等に係る負担調整措置の拡充等を行うこととしたものでございます。

承認第2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例の規定を整備するとともに、商業地等に係る負担調整措置の拡充等を行うこととしたものでございます。

承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることにしたものでございます。

承認第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を引き続き行うこととしたものでございます。

なお、承認第1号から第4号までは、いずれも令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第23号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するための一部改正でございます。

議案第24号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するための一部改正でございます。

議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するための一部改正でございます。

議案第26号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の経済活性化に向けたプレミアム付商品券の発行事業及びキャッシュレス決済利用者へのポイント還元事業を実施するほか、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する費用について所要の補正を行うことといたしました。

また、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため、人件費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は3億3千780万5千円を追加し、予算の総額は289億7千480万5千円となります。

議案第27号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、期末手当

の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため、人件費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は49万4千円を減額し、予算の総額は59億2千212万1千円となります。

議案第28号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため、人件費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は91万円を減額し、予算の総額は51億4千643万9千円となります。

議案第29号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため、人件費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は27万5千円を減額し、予算の総額は3億8千600万1千円となります。

議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため、人件費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は93万1千円を減額し、予算の総額は41億6千515万1千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

追加日程第2、承認第1号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について及び追加日程第3、承認第2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認についての2件について総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第 1 号及び承認第 2 号を続けて御説明します。

それでは、令和 4 年第 2 回清須市議会臨時会市長提出議案等の 3 ページを御覧ください。

承認第 1 号

専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 9 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、4 ページを御覧ください。

4 年専決第 3 号 専決処分書

清須市税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

清須市長 永田純夫

右側の 5 ページを御覧ください。

黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の 2 ページの主な改正の内容の表も併せて御覧いただくと幸いです。

それでは、議案等の 5 ページです。

清須市条例第 14 号 清須市税条例等の一部を改正する条例

この一部改正条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、4 月 1 日から施行すべき規定について、3 月 31 日に専決処分したものです。

第 1 条は、清須市税条例の一部改正です。内容は、固定資産税の 2 つの改正です。まず、中ほどの附則第 10 条の 2 の改正は、固定資産税の課税標準の特例の規定の整備です。1 つは、下水道除害施設の特定期率の変更で、価格の 4 分の 3 を価格の 5 分の 4 としました。もう 1 つは、貯留機能保全区域として指定を受けた土地の課税標準を 3 年間のみ価格の 4 分の 3 とした新規特例です。

1 枚はねていただきまして、6 ページの中ほど、第 25 項として新規に規定をしております。

少し目を下にずらしていただきまして、附則第 12 条の改正は、商業地等に係る負担調整措置

の拡充です。令和4年度に限り負担水準が60%未満の商業地等について、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%、現行は5%となりますが、半分の2.5%を加算することにしたものです。

第1条の改正は以上です。

第2条の改正は、令和2年6月に公布した税条例の一部改正条例（令和2年条例第21号）の第3条を一部改正したものです。

改正内容は、令和4年4月1日から施行する法人市民税申告納付の規定について、地方税法の一部改正に伴う項ずれの整備をしたものです。ほかにも法改正に伴う項ずれと文言の整理を行いました。

右側の7ページを御覧ください。

附則です。

第1条は施行期日です。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条は固定資産税に関する経過措置の規定です。

承認第1号の説明は以上です。

それでは、1枚はねていただきまして、右側の9ページを御覧ください。

承認第2号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、10ページを御覧ください。

4年専決第4号 専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めためたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

清須市長 永田純夫

右側の11ページを御覧ください。

黄緑色の表紙の参考資料①の3ページの主な改正の内容の表も併せて御覧いただけると幸いです

す。

では、議案等の11ページです。

清須市条例第15号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例

この一部改正条例の地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき規定について、3月31日に専決処分したものです。

改正の内容は2つです。

1枚はねていただきまして、12ページを御覧ください。

1つ目は、中ほど下、附則の前の第6項の追加です。内容は、都市計画税の課税標準の特例の規定の整備です。先ほどの固定資産税と同様で、貯留機能保全区域として指定を受けた土地の課税標準を3年間のみ価格の4分の3とした新規特例です。

2つ目は、第6項の2段上の附則第7項の改正で、内容は、商業地等に係る負担調整措置の拡充です。先ほどの固定資産税と同様で、令和4年度に限り負担水準が60%未満の商業地等について、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%、現行は5%ですが、半分の2.5%を加算することにしたもので、この附則第7項の規定は、第8項の規定として改正をしています。

ほかにも法改正に伴う項ずれの整理を行いました。

附則です。

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項は経過措置の規定です。

承認第2号の説明は以上です。

以上で、承認第1号及び承認第2号の説明を終わります。

議長（野々部 享君）

追加日程第4、承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について及び追加日程第5、承認第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についての2件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

それでは、初めに、承認第3号について御説明いたします。

市長提出議案等の13ページをお願いいたします。

承認第3号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

それでは、14ページをお願いいたします。

4年専決第5号 専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

清須市長 永田純夫

それでは、15ページをお願いいたします。

清須市条例第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について御説明いたします。

別冊の黄緑色の市長提出議案等説明資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため改正するもので、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を現行の「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

介護納付金課税額に係る課税限度額につきましては、現行の17万円のまま変更はございません。

市長提出議案等の15ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました課税限度額の記載がある清須市国民健康保険税条例第2条及び第23条の条文を改めたものでございます。

附則といたしまして、第1項 施行期日になりますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

第2項 経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

承認第3号についての御説明は以上でございます。

続きまして、承認第4号について御説明いたします。

それでは、市長提出議案等の17ページをお願いいたします。

承認第4号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

それでは、18ページをお願いいたします。

4年専決第6号 専決処分書

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月31日

清須市長 永田純夫

19ページをお願いいたします。

清須市条例第17号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例

改正内容について御説明いたします。

今回の改正は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長するものでございます。

減免の対象となるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来す

る令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税及び介護保険料でございます。

これに伴いまして、清須市国民健康保険税条例附則第17項及び清須市介護保険条例附則第14項に掲げ減免対象期間を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

承認第4号についての御説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

追加日程第6、議案第23号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び追加日程第7、議案第24号 清須市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び追加日程第8、議案第25号 清須市
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の3案件について、企画部長より内容の説明を
求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。よろしく申し上げます。

私からは、議案第23号から議案第25号までを続けて説明のほうをさせていただきます。

提出議案の21ページをお願いします。

議案第23号について説明をいたします。

議案第23号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため必要があるからです。

ページをはねていただき、22ページをお願いします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。
主な改正内容を説明いたします。

第6条第2項中の市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

附則につきましては、第1項としまして、この条例は、公布の日から施行し、第2項といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給されました期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

議案第23号の説明は以上となります。

続きまして、議案第24号について説明させていただきます。

23ページをお願いします。

議案第24号

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整する必要があるからです。

ページをはねていただき、24ページをお願いします。

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明いたします。

第6条第2項中の特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

附則につきましては、第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2項とし

まして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

議案第24号の説明は以上となります。

続きまして、議案第25号について説明いたします。

25ページをお願いします。

議案第25号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額を調整するため必要があるからです。

ページをはねていただき、26ページをお願いします。

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明いたします。

第20条第2項及び第3項中、職員に対して支給する期末手当の支給割合「100分の127.5」を「100分の120」に、再任用職員に対しましては、支給する期末手当の支給割合「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものです。

附則につきましては、第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2項といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに再任用職員以外の職員につきましては127.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上で説明のほうを終わります。

議長（野々部 享君）

追加日程第9、議案第26号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第1号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第26号について御説明します。

令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第26号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千780万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億7千480万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額3億3千382万7千円の増額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種関係と地方創生臨時交付金です。

16款県支出金、補正額1千400万円の増額、2項県補助金です。げんき商店街推進事業費補助金です。

19款繰入金、補正額1千2万2千円の減額、2項基金繰入金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

1 款議会費、補正額 2 8 0 万 2 千円の減額、1 項議会費です。1 款議会費をはじめ各款にわたり人事院給与勧告に伴う人件費の補正を行っています。

2 款総務費、補正額 2 千 5 9 2 万 5 千円の増額、1 項総務管理費から 6 項監査委員費までです。主なものは、1 項総務管理費のうちキャッシュレス決済ポイント還元費 4 千万円の新規計上です。

3 款民生費、補正額 1 千 9 7 1 万 8 千円の減額、1 項社会福祉費から 3 項生活保護費までです。

4 款衛生費、補正額 2 億 2 千 7 0 2 万 2 千円の増額、1 項保健衛生費です。主なものは、4 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種費 2 億 3 千 1 1 2 万 5 千円の増額です。

6 款農林水産業費、補正額 5 5 万 6 千円の減額、1 項農業費です。

7 款商工費、補正額 1 億 1 千 7 8 8 万 4 千円の増額、1 項商工費です。主なものは、清須げんき商品券発行費 1 億 1 千 7 6 4 万 7 千円の新規計上です。

8 款土木費、補正額 3 6 4 万 4 千円の減額、1 項土木管理費と 4 項都市計画費です。

9 款消防費、補正額 9 6 万 6 千円の減額、1 項消防費です。

1 0 款教育費、補正額 5 3 4 万円の減額、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。

1 枚はねていただきますと、右側の色紙から補正予算に関する説明書になります。

あと 3 枚はねていただきまして、8 ページ、9 ページを御覧ください。

まず、歳入です。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、補正額 1 億 1 千 9 1 万 7 千円の増額、1 節保健衛生費負担金です。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。4 回目の新型コロナウイルス予防接種費に充当する特定財源です。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 1 億 2 7 0 万 2 千円の増額、1 節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上、令和 3 年度の国の繰越分の残り全額となります。この後、歳出で説明をするキャッシュレス決済ポイント還元費と清須げんき商品券発行に充当し、活用をします。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 1 億 2 千 2 0 万 8 千円の増額、1 節保健衛生費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金です。

1 項の国庫負担金と合わせ、4 回目の新型コロナウイルス予防接種費に充当する特定財源 1 0 分の 1 0 です。

1 6 款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費県補助金、補正額 1 千 4 0 0 万円の増額、1 節商工費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、げんき商店街推進事業費補助金です。この後、

歳出で説明をする清須げんき商品券発行費に充当する特定財源です。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、補正額1 千2 万2 千円の減額、1 節基金繰入金です。説明欄を御覧いただきまして、歳入歳出予算の差額について、これまでに予定をした財政調整基金の取崩しの一部を取りやめるものです。今補正後の財政調整基金現在高は1 0 億8 千5 3 7 万9 千円となります。

1 枚はねていただきまして、1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

歳出です。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額2 8 0 万2 千円の減額、3 節職員手当等と4 節共済費、議員と一般職分です。令和3 年の人事院給与勧告に鑑みた令和4 年度以降の期末手当の支給割合の引下げと令和3 年1 2 月期に減額される予定であった期末手当の額について、令和4 年6 月期に支給する期末手当から減額するための調整分です。この後の2 款以降各款においても、それぞれ同様の人件費の減額を行います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額8 9 8 万7 千円の減額、3 節職員手当等と4 節共済費、市長、副市長と一般職分です。人勸に伴う人件費の減額です。

6 目企画費、補正額4 千万円の増額、1 2 節委託料、1 8 節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただきまして、キャッシュレス決済ポイント還元費の新規計上です。国が推奨する非接触型のキャッシュレス決済の普及を推進するとともに、本市の経済対策として、後で説明をします清須げんき商品券発行事業に引き続いてキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することで継続的な地域経済の活性化を図ります。実施期間は、令和4 年1 2 月頃の1 か月間、還元付与率は1 0 %、1 回あたりの付与上限額は1 千円相当、期間内の付与上限額は5 千円相当、対象店舗は市とキャッシュレス決済事業者が指定する飲食・小売・サービス業等を含む市内の店舗、対象決済方法はP a y P a y です。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額3 2 7 万4 千円の減額、3 節職員手当等と4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額1 2 6 万1 千円の減額、3 節職員手当等と4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

1 枚はねていただきまして、1 2 ページ、1 3 ページを御覧ください。

6 款監査委員費、1 目監査委員費、補正額5 5 万3 千円の減額、3 節職員手当等と4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額 4 4 9 万 2 千円の減額、3 節職員手当等から 2 7 節繰出金までです。人勸に伴う一般職の人件費の減額と特別会計繰出金の減額です。説明欄を御覧いただきまして、国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金についても人勸に伴う各特別会計繰出金の減額です。

5 目社会福祉施設費、補正額 3 1 万 5 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額 1 1 2 万 1 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

3 目保育所費、補正額 1 千 9 4 万 8 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

4 目児童館費、補正額 1 9 2 万 9 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

5 目児童福祉施設費、補正額 2 5 万 8 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、補正額 6 5 万 5 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職の人件費の減額です。

1 枚はねていただきまして、1 4 ページ、1 5 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 4 1 0 万 3 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

2 目予防費、補正額 2 億 3 千 1 1 2 万 5 千円の増額、1 0 節需用費から 1 3 節使用料及び賃借料までです。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス予防接種費です。令和 4 年 3 月 2 5 日付で、厚生労働省健康局から、新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保について、4 回目の接種が予防接種法に基づく予防接種に位置づけられた場合に、速やか、かつ円滑に接種を開始できるよう通達がありました。それに伴い、特例臨時接種の実施期間が現行の令和 4 年 9 月 3 0 日から令和 5 年 3 月末まで延長されることを想定し、接種日及び接種体制整備に要する費用を増額するものです。

対象者は 3 回目の接種を受けた全市民です。なお、年齢の詳細は、国の分科会において今後審査されることになっています。5 月末から、順次、接種券の発送を始め、接種開始は 6 月からを

予定しています。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額 5 5 万 6 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、補正額 5 7 万 8 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

2 目商工業振興費、補正額 1 億 1 千 8 4 6 万 2 千円の増額、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、清須げんき商品券発行費とそれに伴う会計年度任用職員報酬等の新規計上です。消費拡大による地域経済の活性化とコロナ禍における生活支援のため、今年度も清須げんき商品券を発行します。利用期間は、7 月から翌年 1 月までの予定です。プレミアム率は 3 0 %、販売額は 1 冊 5 千円、券面額は 1 冊 6 千 5 0 0 円となります。

一時販売を促進するため、1 冊の購入につきマル特店舗専用商品券 5 0 0 円分が進呈され、商品券利用による集客への自助努力を行う中小零細事業者をさらに支援いたします。1 次販売の残冊数については、応募世帯数に応じた 2 次販売も実施します。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額 1 3 2 万 4 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

1 枚はねていただきまして、1 6 ページ、1 7 ページを御覧ください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、補正額 2 3 2 万円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正額 9 6 万 6 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、補正額 1 6 7 万 2 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費、教育長と一般職分です。人勸に伴う人件費の減額です。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、補正額 7 3 万 8 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、補正額 1 3 4 万円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

1 枚はねていただきまして、1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額 8 4 万 8 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共

済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

3目給食センター費、補正額74万2千円の減額、3節職員手当等と4節共済費です。人勸に伴う一般職人件費の減額です。

議案第26号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

追加日程第10、議案第27号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第27号について御説明いたします。

別冊の令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の27ページをお願いいたします。

議案第27号

令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2千212万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

それでは、1枚はねていただきまして、左側28ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入について御説明いたします。

6款繰入金、補正額49万4千円の減額、1項他会計繰入金です。

右側29ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、補正額 4 9 万 4 千円の減額、1 項総務管理費です。

続きまして、令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明でございます。

3 4、3 5 ページをお願いいたします。

歳入になります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 4 9 万 4 千円の減額、1 節職員給与費等繰入金です。内容につきまして、先ほど来も令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 号）案で説明がありましたとおり、令和 3 年の人事院給与勧告に鑑みた令和 4 年度以降の期末手当の支給割合の引下げと令和 3 年 1 2 月に減額される予定でありました期末手当の額につきまして、令和 4 年度 6 月期に支給する期末手当から減額するため、職員給与費繰入金を減額するものでございます。

1 枚はねていただきまして、3 6、3 7 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 4 9 万 4 千円の減額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。内容につきましては、歳入で御説明しましたとおり、人事院給与勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

議案第 2 7 号の御説明につきましては以上でございます。

議 長（野々部 享君）

追加日程第 1 1、議案第 2 8 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第 2 8 号について御説明いたします。

令和 4 年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 4 1 ページを御覧ください。

議案第 2 8 号

令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4千643万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、42ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入を説明いたします。

7款繰入金、補正額91万円の減額、1項他会計繰入金です。

右側の43ページを御覧ください。

歳出を説明させていただきます。

1款総務費、補正額91万円の減額、1項総務管理費です。

続きまして、令和4年介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明をさせていただきます。

4枚はねていただきまして、48、49ページを御覧ください。

歳入になります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額91万円の減額、1節職員給与費等繰入金です。内容につきましては、令和3年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、令和4年度介護保険特別会計に従事する職員の人件費を引き下げるため、職員給与費の繰入金を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、50、51ページを御覧ください。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額91万円の減額、3節職員手当等と4節共済費になります。内容につきましては、歳入で御説明させていただいたとおり、人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

議案第28号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

追加日程第12、議案第29号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案及び追加日程第13、議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案の2案件

について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長の長谷川でございます。

議案第29号について説明させていただきます。

別冊の令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

表紙を2枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第29号

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）

総則

第1条 令和4年度清須市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出

第2条 令和4年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予定額2億2千705万3千円、補正予定額として15万5千円を減額し計2億2千689万8千円。

第1項営業費用、既決予定額2億1千691万9千円、補正予定額として15万5千円を減額し、計2億1千676万4千円。

資本的支出

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額1億5千922万3千円、補正予定額として12万円を減額し、計1億5千910万3千円。

第1項建設改良費、既決予定額1億1千87万5千円、補正予定額として12万円を減額し、計1億1千75万5千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、既決予定額2千49万8千円、補正予定額として27万5千円を減額し、計2千22万3千円。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

続きまして、2ページをお願いいたします。

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

（1）収益的支出

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、補正予定額15万5千円の減額につきましては、期末手当の支給率改定に伴う減額でございます。

（2）資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予定額12万円の減額につきましても、期末手当の支給率改定に伴う減額でございます。

議案第29号の説明は以上でございます。

引き続き、議案第30号について説明させていただきます。

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算別冊になります、こちらの予算書をお願いいたします。

表紙を2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

議案第30号

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）

総則

第1条 令和4年度清須市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出

第2条 令和4年度清須市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用、既決予定額15億3千516万3千円、補正予定額として52万9千円を減額し、計15億3千463万4千円。

第1項営業費用、既決予定額13億7千271万9千円、補正予定額として52万9千円を減額し、計13億7千219万円。

資本的支出

第3条 予算第4条本文括弧書き中6億938万3千円を6億898万1千円に、5億3千547万2千円を5億3千507万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額26億3千91万9千円、補正予定額として40万2千円を減額し、計26億3千51万7千円。

第1項建設改良費、既決予定額20億8千54万4千円、補正予定額として40万2千円を減額し、計20億8千14万2千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額5千712万5千円、補正予定額として93万1千円を減額し、計5千619万4千円。

令和4年5月9日提出

清須市長 永田純夫

2ページをお願いいたします。

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

(1) 収益的支出

1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、補正予定額52万9千円の減額につきましては、期末手当の支給率改定に伴う減額でございます。

(2) 資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、3目建設総係費、補正予定額40万2千円の減額につきましても、期末手当の支給率改定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

議長(野々部 享君)

これより質疑に入ります。

最初に、追加日程第2、承認第1号 専決処分した事件(清須市税条例等の一部を改正する条例)の承認について、質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員(加藤 光則君)

議席番号15番、加藤です。

まず、質問ですけれども、商業地等に係る負担調整措置の拡充ということで、5%を2.5%にするということではありますが、本市の影響額についてお聞きします。

議長(野々部 享君)

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺でございます。

現行で5%を加算するとしたところを2.5%にということの影響額につきましては、固定資産税、都市計画税合わせて約150万円ほどと見ております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

合わせて150万円ということですから、今回この税条例の改正ですけれども、景気回復に万全を期すために、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を今、言われた標準額の2.5%とすると。現行だと5%だけれども、2.5%にするということになってはいますけれども、昨年度は感染拡大による国民の負担感に配慮して土地の固定資産税が前年度よりも高くなる場合、前年度と同額に据え置く措置が行われたわけでありまして。しかし、今年度はこの措置を取り払って、商業地については5を2.5にするけれども、住宅地や農地等に係る課税標準額は引き上げる、負担増にする、そういう理解でよろしいのでしょうか。

議長（野々部 享君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

今おっしゃられたとおり、商業地に限った措置になりますので、その他の地目については従来どおりの引上げ率で変わりありません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第2、承認第1号 専決処分した事件 (清須市税条例の一部を改正する条例) の承認について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議 長 (野々部 享君)

起立多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、追加日程第3、承認第2号 専決処分した事件 (清須市都市計画税条例の一部を改正する条例) の承認について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第3、承認第2号 専決処分した事件 (清須市都市計画税条例の一部を改正する条例) の承認について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議 長 (野々部 享君)

起立多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、追加日程第4 承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、質問をさせていただきます。

2022年度から資産割がなくなり、資産割に課税していた分が他の3つに上乗せ課税された影響で、所得の多い世帯や加入人数の多い世帯にとっては負担増にあると思われるわけですが、今回の上限額の引上げでどのような影響が出ているのか伺います。

議長（野々部 享君）

三輪保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

保険年金課、三輪です。

世帯の加入状況や所得状況にもよりますが、増える世帯もあれば減る世帯もございます。平均しますと1世帯あたり5千600円余、1人あたり4千500円余の増になります。

限度額への影響といたしましては、基礎課税額の対象影響額は200万7千円、後期高齢者支援金等課税額の影響額といたしまして、151万9千円です。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

増える世帯もあれば減る世帯もあるということで、その他、言っていたわけですが、全体の中で限度額世帯に該当する保険者の割合というのはどういう実態にあるのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

三輪保険年金課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

令和3年度本算定ベースで国保超過世帯割合は1.9%です。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

1. 9%ということでありまして。今回、資産割がなくなって所得割のところが増えてきておると思うわけでありまして、前年度で見ると加入世帯1万2千636人おって、そのうち65歳以上が42.1%という実態があるわけでありまして。そして、今回ついにというか、3つ足して上限額を100万円を超えると。今や所得の1割を超える重い国保税になったということでありまして。この中身をきちっと分析して、1.9だということがありますので、既に予算が通っておりますけれども、今後の国保財政、国保の運営にあたってしっかりこういった市内の被保険者の実態を見ながらこの運営を行っていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

以上であります。

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険税の一部改定により課税限度額が基礎額と後期高齢者支援金等賦課額を合わせて3万円の引上げで85万円、加えて、介護納付金賦課額を合わせた限度額は102万円と過去最高になったわけでありまして。

この賦課限度額の推移を見ると、2008年から2021年の14年間で68万円から102万円と上げられているわけでありまして。国保税の高騰は国保に対する国庫負担の抑制と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こったわけでありまして。限度額を引き上げることで中低所得者の負担軽減が図れると言われてはいますが、限度額が引き上げられる世帯も高所得者世帯でなく、所得の1割を超える重い国保税の負担となっていることを見れば、国民健

康保険の被保険者の中で負担割合を変えることで中低所得者の国保税の引下げを解決することはできないことは明らかであります。

この間、全国知事会、全国市長会など地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも国保税が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして国保税を引き下げることが国に要望し続けています。高過ぎる国保税を引下げ、国保の構造的な問題を解決するには公費を投入するしかありません。よって、清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認については反対するものであります。

以上であります。

議長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第4、承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

起立多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、追加日程第5、承認第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第5、承認第4号 専決処分した事件 (清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例) の承認について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (野々部 享君)

起立全員であります。

よって、本件は承認されました。

次に、追加日程第6、議案第23号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第6、議案第23号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (野々部 享君)

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、追加日程第7、議案第24号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第7、議案第24号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長(野々部 享君)

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、追加日程第8、議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員(加藤 光則君)

加藤です。

まず、職員が0.15か月分ということでもありますけれども、本市もその元となるラスパイレス指数、どういう実態にあるのか伺います。

議 長（野々部 享君）

石黒人事秘書課長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。

令和2年現在で手元に正確な数字はありませんが、98.5だと思っております。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、公務員の俸給月額を100とした場合の給与水準の指数でありますので、本市は低いわけであります。こうした中での引下げであります。今回改めて本市の2006年度から期末手当の推移を見てみると、たしか全然上がってないどころか下がっておったような記憶ですけれども、その実態を伺いたいと思います。

議 長（野々部 享君）

人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

議員おっしゃるとおり、年々引き下げられているのが実態でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そういう実態だと。

さらに今回は、今年3月で定年退職し、引き続き4月から再任用される職員の6月支給の一時金からも減額調整するとしているわけですが、これは新規採用じゃなくて、そういうことになるわけですか。

議 長（野々部 享君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

3月で定年になった方について、引き続き再任用した場合は、議員おっしゃるとおり、昨年の12月の支給での0.15か月相当分を引き下げることになっております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

分かりました。

人事院勧告に準ずる義務はないとして、人事院勧告に従わず期末手当の据置きをしている自治体もあるということをここで申し述べておきたいということを言っておきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

本議案は、新型コロナウイルス感染拡大による経済状況が悪化する下、賃金が下がっている民間労働者の賃金に合わせて公務員の期末手当を下げるというものであります。また、今回は6月期に支給される0.15か月分の引下げだけでなく、昨年12月に支給した分の減額調整も行うものです。

政府は、経済対策の柱として、成長と分配の好循環に掲げる方針の中では賃上げを推進するとし、さらには介護や保育などの現場で働く労働者の当面の収入を引き上げることとしており、このような中での引下げは政府方針にも逆行することとなります。

職員の皆さんは2年を超える新型コロナ禍や頻発する自然災害はじめ市民の命、暮らし、権利を守るために危機対応の業務を図っておられます。その下で民間遵守だけを根拠に期末手当を引き下げようとするものであり、認められません。

よって、議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対します。

なお、議案第26号から30号の議案についても、同理由で反対するものであります。

以上であります。

議 長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（野々部 享君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第8、議案第25号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（野々部 享君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第9、議案第26号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第1号）案について、質疑のある方の挙手を求めます。

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

キャッシュレス決済ポイント還元費のことでお聞きしたいんですけども、P a y P a yでやるということなんですけど、市内のP a y P a yの利用者というのは把握してるんでしょうか。

この施策をすることによって、利用者はどれぐらい増加するか見込んでいるのか分かれば教えてください。

議 長（野々部 享君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長の林です。

市内のP a y P a y利用者については、詳細な人数については把握はできておりません。ただ、いわゆるQRコード決済が一番多い利用率であるP a y P a yを、今回、決済事業者としてやるとなります。

今回事業に対してどれぐらいP a y P a y利用者が増えるかについても、詳細な数字としては

把握は難しいのかなと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

予算が組んであるんですけども、この辺の根拠はそういう数字になってくるのかなと思ったんですけど、いかがなんでしょう。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

予算規模に関しましては、決済事業者のシミュレーションによるものです。今回の還元の付与率であったり付与の上限額を設定した場合に、従来もう既に実施している自治体もございますので、そちらの元となるデータからシミュレーションした場合の事業規模ということになります。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

シミュレーションしてってどんな積算根拠。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

シミュレーションした結果が、今回の事業を1か月間行った場合に3千600万円のポイント還元が行われるということですね。それだけ消費した中での10%の還元費が想定されるということでございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

あまり理解できないんですけど、結構です。

今後、キャッシュレス決済を普及させていくということだと思っておりますけれども、今回これやって、P a y P a y も利用されている方が今回やると増えるとは思っておりますけれども、P a y P a y 利用者を増やすためにはどんな方策を考えているのか、考えていることがあれば教えてください。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回、P a y P a y の利用者を増やすという目的はもちろんありますし、P a y P a y のキャッシュレス決済を事業所の方に導入していただくということもあります。ですので、基本的には、こういった事業を行うことで市内店舗がキャッシュレス決済をさらに導入していただく。また、P a y P a y の利用者について、キャッシュレス決済を新たに始めていただくという2つの目的がありますので、まずは導入事業者も増やしていくということで考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

私が言いたかったのはユーザーを増やすための説明というか、教育というか、そういったことは何か特には今回は、市民への周知は広報及びホームページ等と書いてあるんですけど、何か講座というのか、やったりとか、例えば、町内会に出向いて教えるとか、庁舎に来てもらった人に教えるとか、何かそういうのは考えてないですか。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

まずは導入のものとユーザーに関しても、今の決済事業者との調整の中で、もし、そういった講座なり導入に対しての促すような促進の事業ができれば検討していきたいとは考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

こういうことをやられるということが一步前進だと思えますけど、ぜひ、そういったことを御検討いただければと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

私のほうから2つ質問させていただきます。

1つはげんき商品券、もう1つはコロナの予防接種についてであります。

まず、げんき商品券についてであります。

前回やられたときは全世帯の40%強にあたる世帯の方々が購入されたということで、非常に好評だったということでもあります。地域における消費喚起や生活者を支援するという目的があるわけではありますが、これを十分効果を検証されて、今回こういったものを再度やられるということだと思えます。そういう中で、先ほど言われたマル特ということも考えられたと思うわけですが、その効果検証の中でこのマル特をやられるにあたっての様々な検証をされたわけですが、今回検証して最も必要だと思われた中身について質問します。

議長（野々部 享君）

梶浦産業課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

アンケートにつきましては、昨年度、事業者のアンケートと一般市民の方のアンケートを行いました。今の御質問の趣旨に沿いますと、事業者のアンケートの方の回答になると思えます。それにつきましては、昨年度320店舗の事業所のほうが登録をいただきました。その中で、約105店舗ほどアンケートのほうの回答をいただきました。こちらのほうの効果の内容につきましては、実態としましては、その店舗の中で約56%の事業者の皆様が、効果は「大いにあった」、「多少あった」という回答をいただいております。

また、その中で、昨年度から実施しましたマル特商品券こちらのほうの事業につきましても、実施いただいた事業につきましては、「多少効果があった」、「大いにあった」という回答がほとんどでございます。そういったところで、今年につきましては、やはりマル特店舗につきましては一定程度商品券を利用された方に割引券や特典などをつけていただく努力をしていただきま

したので、これを引き続き今年も実施をしまして、さらに手厚い支援を行いたいということで事業のほうを実施しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

アンケート等をやられて非常に努力されて、新たな取組に挑戦されるということは理解できました。

1つは、中小零細の皆さんの対応ということで、アンケート結果も踏まえてマル特をやられるということではありますが、全体の流れとして、この中小零細以外の大きなところにげんき商品券が流れていったという、そういう配分みたいな結果のものというのは何かつかんでみえるわけでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

昨年度実績になりますが、昨年度3億8千119万8千500円の商品券が使われました。その中で、スーパーやドラッグストア、その他大型店舗で使われた金額が3億2千970万円程度ございました。全体でいきますと86.49%の数字がこちらで使われたということになります。中小企業におきましては、逆算しますと13%の商品券が使われたということになります。

さらにマル特店舗につきましては、その中の13%のうち2.5%がマル特店舗のほうで使われたというふうになっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

生活支援とか消費喚起というところでいろいろ効果はあるわけですが、実態を見ると、やはり利用しやすいところに多く使われたというような実態があります。いろいろ考えられて取り組んでおられると思うわけですが、しっかりその辺の中小零細の皆さんの声も聞いていただいて事業を進めていただきたいということをお願いしておきます。

新型コロナウイルスの予防接種についてお聞きします。

非常に今マスク等も年齢のことを言われておって、まだ決まっていないということでありますが、今回スケジュールを見ると6月からということで準備等の費用も必要になってくるわけですが、今、本市としては、対応についてはどのように進めておるのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の寺社下でございます。

現在、4月28日に厚生労働省のほうの自治体向けの説明会がございまして、対象者に関しましては、3回目完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち基礎疾患を有する者、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者というふうで、対象者がようやく公表されましたので、その方々に向けての接種券の発送などについて、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

4月28日に説明会があつて、そういう年齢等の対象者の準備を進めておるといふことですが、となると、本市においては第3回目と一緒に、個別接種でやっていくといふことで理解しておいてよろしいですか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

市内の医療機関で個別接種で準備を進めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第9、議案第26号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第1号)案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議 長 (野々部 享君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第10、議案第27号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第10、議案第27号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第11、議案第28号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第11、議案第28号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第12、議案第29号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第12、議案第29号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長 (野々部 享君)

起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、追加日程第13、議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算(第1号)案について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

追加日程第13、議案第30号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（野々部 享君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回清須市議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

（ 時に午後 2時40分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年5月9日

議 長 野々部 享

署名議員 齊 藤 紗綾香

署名議員 土 本 千亜紀